

「本業市市民協働指針（案）」に対するパブリックコメント意見と市の考え方

No.	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>【全般について】</p> <ul style="list-style-type: none"> •一般的に大変よく作成できていますが、本業市の特色や問題を加味した指針になっていません。※「大垣市市民協働のまちづくり指針～市民と行政の協働によるまちづくり～」と同じ内容のように見えます。 •4町村合併に関する影響（各地域の特色・問題・現状など）を分析評価し、その内容にも触れた本業市独自の指針が必要です。 •行政と社会福祉協議会の役割と位置づけが明確記載されていません、現在、社会福祉協議会の名前での活動が目にとまります。 	<p>本業市市民協働指針は、本市の現状や特性を踏まえて、本市が目指す市民協働の方向性や基本的な考え方をまとめたものです。</p> <p>具体的な進め方などについては、今後、本指針をもとに市民との協議により地域の実情に合った行動計画等を定める事としています。</p> <p>本指針では、本業市に関わる全ての人や団体を市民協働の主体と位置付けています。市民協働では、それぞれの主体が最適な役割分担を協働のパートナーと協議し、決定していくものであるとの考えから、個別団体の位置づけや役割等は明記しないこととしています。</p>
2	<p>【指針の目的について】</p> <ul style="list-style-type: none"> •「本業市第1次総合計画や第2次本業市行政改革大綱」に明記されているということですが、その活動プロセスと成果を公開し、その問題と課題を指針に反映させる必要があります。 •市内の市民、自治会、NPO、企業、行政などの活動実態と実績も分析、評価し指針に反映させてほしい。 	<p>「本業市第1次総合計画」や「第2次本業市行政改革大綱」には、市における市民協働の重要性が明記され、市の重要施策の一つに位置づけられています。</p> <p>市民や自治会、NPOなどの実態については、本指針の策定にあたり市民意識調査を実施し、その結果を踏まえて、第2章「市民協働の現状と課題」(P.4～P.8)において整理しました。</p>
3	<p>【本業市らしい市民協働について】</p> <ul style="list-style-type: none"> •前記載コメントと重複しますが、何が本業市らしさか読み取れません。他の地域と異なった部分について強調してほしい。 •協働のパートナーについて、表形式で区分を記載していますが図で記載し役割と関連が分かるようにすることで、全体のカタチが見えます。 	<p>今後、本指針をもとに多様な主体が相互理解の上で協働を進める中で、本業市らしいオンリーワンの協働のカタチが生まれていくものと考えています。</p> <p>パートナー相関図や協働全体の体系図は、活動主体同士の関係構築を限定的なものにするおそれがあるとの考えから、省略することとしました。</p>
4	<p>【協働の領域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> •本業市の現状位置と目指す位置（領域）が不明であり読み取れません。 	<p>「協働の領域」の図(P.11)については、公共的なサービスのうち市民の領域と行政の領域のうち、協働に適した領域を示したものです。</p> <p>市の目指す姿については、第3章「市が目指す市民協働のカタチ」(P.9)において整理しています。</p>
5	<p>【協働事業の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> •もっと深掘した具体的な進め方を案として記載しないと何を行うのか方向が不明確です。 	<p>本指針は、本市が目指す市民協働のまちづくりの方向性やルールを示すものであり、具体的にどう進めていくのかについては、今後、市民との協議により行動計画等を定める事としています。</p>
6	<p>【協働事業のチェック表】</p> <ul style="list-style-type: none"> •何をもちて成功したとなるのか、その基準は何かは抜けていませんか 	<p>協働事業のチェック表(P.16)は、事業の成否を判断するものではなく、既存事業や新たな市民提案事業などが、より良いものとなるように、協働の手法を取り入れることが可能か否かを判断するものです。</p>

7	<p>【協働事業の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none">・推進方策についても同様です、具体的に誰がどのパートナーが行うのか案を記載してほしい <p>また、その方策について中期計画(案)の作成提示もこの指針案に追記記載が必要と思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・7つの方策に対する予想される成果または影響や効果の記載も必要です。	<p>市民協働の推進方策に記述した施策については、協働事業を進めるために主に行政が講じる施策を記載しているものです。</p> <p>推進スケジュールや施策の優先順位などは、市民との協議によって決めるべきものであるため、今後、市民との協議により行動計画等を定める事としています。</p> <p>7つの方策は、総合的に市民協働を推進するために実施するもので、個別の方策にそれぞれ期待する効果を述べるものではなく、これらの方策により、本市に市民協働が根付いていくことを目指しているものです。</p>
---	--	--